

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年3月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700380号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700036号

第1 結論

昭和53年*月から昭和56年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和56年2月まで

私が20歳になったとき、母がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれたと聞いたことがある。また、請求期間に係る国民年金保険料も、母が納付してくれたと聞いたことがあるが、納付記録の確認ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A市にて同居していた母が、私が20歳になった頃に、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、請求者は、母は高齢のため会話をすることは難しく、文書での問い合わせに回答することも同様に難しい旨陳述しているため、請求者の母に請求期間当時の請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について聴取及び文書照会することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、社会保険オンラインシステムで氏名検索を行ったところ、請求者に国民年金手帳記号番号(以下「国年番号」という。)が払い出された形跡は見当たらないが、請求者が昭和56年3月に就職した事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に、請求者に厚生年金保険の記号番号が払い出されていることは確認できる。

なお、請求期間当時の国年番号は、国民年金に加入した者に対して払い出され、当該国年番号が記載された年金手帳が交付されることになるが、請求者は、国年番号が記載された年金手帳は見たことがないと陳述している。

さらに、紙台帳検索システムに収録されている国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者が20歳となった昭和53年*月から厚生年金保険へ加入する前月の昭和56年2月までの期間

に、A市が国民年金加入者に対して払い出した国年番号を調査したところ、請求者の氏名は確認できなかつたことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかつたと考えられ、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700338号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700234号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年4月1日から同年7月1日まで

私は、A社に平成27年4月1日に入社したが、同年9月に給与から厚生年金保険料が控除されていないことに気づき事業主に申し入れた。控除されなかつた半年分の厚生年金保険料は、平成27年10月以降の給与から「貸付金」という名目で毎月5,000円(平成27年10月分のみ8,244円)ずつ控除されるようになったので、同年4月1日から厚生年金保険に加入していると思っていた。しかしながら、請求期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、平成27年4月1日にA社に入社したが、同年9月分の給与から厚生年金保険料が控除されていないことに気づいたので、事業主に申し入れ、控除されていなかつた半年分の厚生年金保険料については、「貸付金」の名目で同年10月分の給与から分割して控除されるようになったと主張している。

しかしながら、事業主は、「請求期間は試用期間であるため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していない。請求者は、平成27年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、同年7月分から同年9月分までの健康保険料及び厚生年金保険料の控除が給与から漏れたため、『貸付金』の名目で、同年10月分の給与から個人負担分の当該保険料を徴収した。」と回答している。

また、請求者から提出された平成27年4月分から平成28年6月分までの給与明細書では、平成27年4月分から同年9月分までの給与から厚生年金保険料の控除がないことが確認できる上、同年10月分から平成28年6月分までの給与明細書では、給与から厚生年金保険料とは別に「貸付金」として毎月5,000円(平成27年10月分のみ8,244円)が控除されていることが確認できるが、事業主は、当該「貸付金」について、前述のとおり、請求期間に係る厚生年

金保険料の個人負担分の控除でないと回答している上、請求者から提出された平成 27 年 10 月分から平成 28 年 6 月分までの給与明細書から確認できる貸付金の合計額は 48,244 円であり、この額は、平成 27 年 7 月分から同年 9 月分までの期間の請求者が本来負担すべき健康保険料及び厚生年金保険料の合計額 82,536 円に満たない額である。

さらに、請求期間分も含め控除できなかった請求者が負担すべき厚生年金保険料に係る個人負担分について、請求者は平成 28 年 7 月分から退職月である同年 9 月分までの給与明細書を所持していないことから、請求期間分も含めて事業主により控除されていたかを確認することができない。

加えて、オンライン記録により、請求者と同日である平成 27 年 4 月 1 日に雇用保険の資格を取得した同僚 1 名の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、請求者と同日の平成 27 年 7 月 1 日である上、その他 2 名の同僚も、入社後 3 か月ほど経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、A 社は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 一方、請求者の請求期間については、A 社の事業主は、請求者の資格取得年月日を平成 27 年 7 月 1 日から同年 4 月 1 日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 11 月 14 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない厚生年金保険被保険者記録となっていることは確認できる。

しかしながら、上記の理由により、請求者の A 社における請求期間の厚生年金保険被保険者記録については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とする記録の訂正を認めることはできない。